

○福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年3月30日条例第28号）

○福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

平成6年3月30日条例第28号

改正

平成7年9月29日条例第11号

平成8年12月20日条例第9号

平成10年5月14日条例第2号

平成14年3月27日条例第53号

平成28年7月25日条例第2号

福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第15項の規定に基づき、福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における同条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第2条 福知山市議会議員及び福知山市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により福知山市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、福知山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第4条 福知山市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

(福知山市行政手続条例の適用除外)

第6条 この条例の規定による処分については、福知山市行政手続条例（平成8年福知山市条例第9号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、第4条の支払の請求の手続その他第2条の規定の適用に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成7年9月29日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成8年12月20日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年5月14日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成14年3月27日条例第53号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成28年7月25日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。